

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和8年3月13日（金曜日）

総務経済委員会

日時 令和8年3月13日（金曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第5号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第6号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第7号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第8号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第9号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第10号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第11号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第70号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第71号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第72号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第73号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第74号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決

出席委員（9名）

委員長 浅尾洋平	副委員長 今泉吉孝				
委員 加藤稜唯	古瀬 剛	鈴木長良	村田康助	長田共永	中西宏彰
丸山隆弘					
議長 佐宗龍俊					

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明員

総務部長、行政課長、税務課長、企画部長、秘書人事課長、企画調整課長、企画調整課副課長、産業振興部長、森林課長、建設部長、都市計画課長、土木課長、消防長、消防総務課長

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘	議事調査課長 松井哲也	書記 山本弘美
書記 松井康浩		

開 会 午前9時00分

○浅尾洋平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

これより、12日の本会議において、本委員会に付託されました第5号議案から第11号議案まで及び第70号議案から第74号議案までの12議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第5号議案 新城市放置自転車等の撤去等に関する条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 確認をさせていただきたいんですけども、昨日の滝川議員の質疑の中で、

（1）番の条例制定に至った経緯について説明いただいたわけなんですけども、その中でちょっと聞き漏らした部分がありましたので確認なんですけども、これまでも放置された自転車に対する撤去対応を市でされてきた経緯の中で、本年度にあつては1件、それから昨年度にあつては5件という答弁があつたかと思うんですけども、これは放置自転車が実際返還された自転車の件数、台数のことでよかったでしょうか。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、言われた令和7年度1台返還、それから令和6年度でいきますと5台の返還をしております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 確認をさせていただきました、ありがとうございます。

そういう中で、実際、市で放置自転車だということで認識をされて、実際、撤去された台数というのは、年間どのぐらいあつたんでしょうか。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 令和7年度でいきます

と27台、令和6年度でいきますと29台、令和5年度38台となります。

以上です。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 理解しました。

この条例が今回制定をされることで、条例に従ってこの放置自転車をこれからは撤去できるということになるよという理解でいいですか。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 撤去につきましてはこれまでも行っておりまして、ただ、個人情報等を特定ができないというところが支障になっておりました。

ですので、従来どおり撤去はできますけども、それを所有者の方に返還ができない。返還ができないというのが支障になっておまして、どんどんどんどん撤去した自転車がたまっていくということにつながりますので、それを解消するためには法律にのっとったこの条例が必要になるということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 理解をしました。

最後になりますけども、処分の仕方ということで、昨日、部長からも答弁があつたわけなんですけども、最終的にリサイクル業者に引き渡すよというような答弁だったと思いますけども、そうした際の処分についてそれぞれ負担が出てくるかなと思うんですが、処分費用はリサイクルということなんですが、状態のいいものについては業者のほうで、ある程度お金がついてくるのか、それとも全部市で負担金として全部乗ってくるのか、この辺の確認をさせてください。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 そういった放置自転車につきまして、市からあえてまた一般財源から撤去費を出すなんて、そんなことはしたく

ないということです、資源、いわゆる鉄です、鉄として、できればお金に換わるというかなと思うんですけど、そういったところで考えていきたい、資源として活用していきたい。できればお金で何か収入があったりするといいなというところで考えております。

以上です

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第6号議案 新城市行政手続条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案 新城市税条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第8号議案 新城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第10号議案 新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第70号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 これは、作手の中河内というところですか。後継者が、非常に農業って少ないわけですけど、こういう中で規模拡大と言いますか、そういう中で該当者と、あと地元負担とかそういうものはどの程度あるわけか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○浅尾洋平委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 こちらのほうが、期間のうちに予定する事業としておりまして、今後まだ具体的な計画はこれからというところになりますけども、事業としては、負担金はないと聞いております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 これ、辺地と言いますか、作手の中河内という地域的な問題もあると思うんですけど、今、土地改良区等のお話を聞くと、これも新城の中の辺までおろしていきたいなんていうようなお話をしているんですが、最終的にこういういい事業というのは、作手のほうから進めてくるという格好で記憶すればよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 榑田企画調整課長。

○榑田晃明企画調整課長 今回、辺地の地区に関しての計画となっておりますので、その他の地区についてはこの計画には記載されておりません。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第70号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第71号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の変更を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第71号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の変更を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 第72号議案ですが、過疎債、時限立法だと思って、2010年、確かこれより1年前ですね、令和13年までだと思うんですが、令和12年までの計画になっておるんですが、令和13年度は考えておられないということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 榑田企画調整課長。

○榑田晃明企画調整課長 この過疎計画につきましては、愛知県の過疎の基本方針に基づいて計画を策定しておりまして、県の基本方針の期間と計画期間は合わせさせていただいております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第72号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第73号議案 市道の路線認定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第73号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案 市道の路線廃止を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第74号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 浅尾洋平